広島県森林法に関する審査基準、標準処理期間及び不利益処分基準
（開発行為の許可、保安林等における制限関係）

平成 18 年３月 20 日　制　　定
平成 20 年４月　１日　一部改正
平成 21 年４月　１日　一部改正
平成 29 年４月　１日　一部改正
令和　２年８月　１日　一部改正
令和　５年４月　１日　一部改正

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づく開発行為の許可及び保安林等における制限に関する行政手続法（平成５年法律第 88 号）第５条第１項に規定する審査基準、同法第６条に規定する標準処理期間及び同法第 12 条第１項に規定する不利益処分基準については、次のとおりとする。

第１　申請に対する処分

１　審査基準

⑴　法第 10 条の２第１項の規定による開発行為の許可

別紙１「広島県林地開発行為の許可に関する審査基準」によるものとする。

⑵　法第 34 条第１項の規定による保安林内の立木の伐採の許可及び同条第２項の規定による保安林内の立竹の伐採等の許可

ア　法第 25 条第１項第１号から第３号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林については、別紙２「広島県保安林における制限に関する審査基準（法定受託事務関係）」によるものとする。

イ　法第 25 条第１項第４号から第 11 号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林については、別紙３「広島県保安林における制限に関する審査基準（自治事務関係）」によるものとする。

⑶　法第 44 条の規定により準用される法第 34 条第１項の規定による保安施設地区内の立木の伐採の許可及び同条第２項の規定による保安施設地区内の立竹の伐採等の許可

別紙２「広島県保安林における制限に関する審査基準（法定受託事務関係）」を準用するものとする。

２　標準処理期間

法第 10 条の２第１項の規定による開発行為の許可、法第 34 条第１項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による立木の伐採の許可、法第 34 条第２項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による立竹の伐採等の許可、法第 34 条の２第１項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による択伐の適否審査及び法第 34 条の３第１項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による間伐の適否審査の標準処理期間は、次の表によるものとする。ただし、法第 34 条第１項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による立木の伐採（皆伐によるものに限る。）の許可についての標準処理期間は、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以

下「令」という。）第４条の２第２項の期間満了後から起算するものとする。

表

処　分　名	処分庁	経由機関処理期間	処分庁処理期間	協議機関処理期間	標準処理期間
法第10条の２第１項の規定による開発行為の許可	知事（10ha以上）	15日	60日	75日	150日
	知事（10ha未満）	15日	60日	15日	90日
	農林水産事務所長	―	55日	15日	70日
法第34条第１項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による立木の伐採の許可	農林水産事務所長	―	30日	―	30日
法第34条第２項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による立竹の伐採等の許可	農林水産事務所長	―	30日	―	30日
法第34条の２第１項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による択伐の適否審査	農林水産事務所長	―	20日	―	20日
法第34条の３第１項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による間伐の適否審査	農林水産事務所長	―	20日	―	20日

（注）１　処分庁が知事（10ha 以上）の場合の「協議機関処理期間」とは、市町長及び森林審議会への意見聴取の期間をいう。

２　処分庁が知事（10ha 未満）及び農林水産事務所長の場合の「協議機関処理期間」とは、市町長への意見聴取の期間をいう。

第２　不利益処分の基準

１　法第 10 条の３の規定による監督処分

別紙４「広島県林地開発行為に関する不利益処分基準」によるものとする。

２　法第 38 条の規定による監督処分

ア　法第 25 条第１項第１号から第３号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林については、別紙５「広島県保安林における制限に関する不利益処分基準（法定受託事務関係）」によるものとする。

イ　法第 25 条第１項第４号から第 11 号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林については、別紙６「広島県保安林における制限に関する不利益処分

基準（自治事務関係）」によるものとする。

別紙１

広島県林地開発行為の許可に関する審査基準

第１　森林法第 10 条の２第１項関係事項

１　開発行為の許可制の対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、法第５条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第 25 条又は法 25 条の２の規定により指定された保安林並びに法第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は、対象外とされている。

２　許可制の対象となる開発行為

知事又は農林水産事務所長の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。

⑴　開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。

⑵　「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、令第２条の３において、「法第 10 条の２第１項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められているが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

ア　同条各号の「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第１号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ　同条第１号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

ウ　同条第１号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの 0.5 メートルの幅の道路の部分をいい、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

エ　同条第２号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。

オ　地域森林計画においては、計画事項である「森林の土地の保全に関する事項」

（法第５条第２項第 11 号）に対応して、「地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」（法第８条第１項）こととされており、開発行為の許可を要しないものについても森林の土地の適正な利用を確保するものとする。

３　許可制の適用のない開発行為

⑴　「国又は地方公共団体が行う場合」は、法第 10 条の２第１項の許可制は適用されない（法第 10 条の２第１項第１号)。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）附則第 12 条第１項第１号又は第２号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第３条の規定による改正前の機構法第 11 条第２項第１号又は第２号の業務に限る。）として行う場合に限る。)、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第 10 条の２第１項第１号の国又は地方公共団体とみなされる。

⑵　「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、許可制は適用されない。（法第 10 条の２第１項第２号。）

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第 10 条の２第２項各号に該当するような事態の発生をみることのないように適切な事後措置をとらせるものとする。

⑶　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合」は、許可制は適用されない（法第 10 条の２第１項第３号)。

この事業は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）第５条に定められたとおりである。

⑷　許可制の適用のない⑴及び⑶の場合であっても法第 10 条の２第２項及び第３項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならないことは当然であり、国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ知事又は農林水産事務所長と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるようにするものとする。

県が実施する場合にあっては、林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うとともに、県以外の地方公共団体及び地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行うに当たっては、あらかじめ知事又は農林水産事務所長と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるようにするものとする。

また、省令第５条の事業を実施しようとするときであっても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ知事又は農林水産事務所長と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるようにするものとする。

第２　森林法第10条の２第２項及び第３項関係事項

１　許可基準

⑴　「都道府県知事は、法第 10 条の２第１項の許可の申請があった場合において、同条第２項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」（法第10条の２第２項）が、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、以下のような許可基準とする。

ア　「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防備の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の２第２項第１号）

これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行なうものとする。

イ　「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第10条の２第２項第１号の２）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ　「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の２第２項第２号）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源のかん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ　「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の２第２項第３号）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが

多いことにかんがみ、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

⑵　法第10条の２第２項の許可基準の配慮規定として同条第３項において、「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行なうことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

２　開発行為の許可基準の運用について

開発行為の許可基準の運用については、別記１「開発行為の許可基準の運用について」（別記２において「運用基準」という。）によるものとし、当該許可基準の運用細則は、別記２「開発行為の許可基準の運用細則について」によるものとする。

３　許可の審査等

⑴　開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な図面及び書類を添えて、知事又は農林水産事務所長に提出することを要する（省令第４条）が、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。

⑵　知事又は農林水産事務所長は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行なうことにより当該開発行為が与える影響を的確に判断するものとする。

⑶　知事又は農林水産事務所長は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行なわれているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行なうとともに、その開発行為の完了後において速やかに完了確認を行なうものとする。

第３　森林法第10条の２第４項及び第５項関係事項

法第10条の２第１項の許可には、条件を付することができる（法第10条の２第４項）が、その内容は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものであって、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものに限られる（法第10条の２第５項）。

条件として付する事項は、具体的事案に即して判断することとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付するものとする。

第４　その他

地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第５条第２項第６号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第 10 条の２第２項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認するものとする。

別記１

開発行為の許可基準の運用について

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

第１　省令第４条関係事項

１　次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

⑴　開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

⑵　開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

⑶　開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

⑷　申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

２　開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

３　開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

４　開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

５　開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

６　開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

７　開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

第２　法第 10 条の２第２項第１号関係事項

１　開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

２　切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること、捨土が適切な箇所で行われること及び切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

３　切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が２によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

４　切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

５　開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

６　雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

７　下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

８　飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第３　法第 10 条の２第２項第１号の２関係事項

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第４　法第 10 条の２第２項第２号関係事項

１　他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存して

いる森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

2　周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第５　法第10条の２第２項第３号関係事項

1　開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

2　騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

3　景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

別記２

開発行為の許可基準の運用細則について

第１　運用基準第１関係事項

１　運用基準第１の１の⑴関係事項

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記４のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができるものとする。

２　運用基準第１の１の⑵関係事項

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の３分の２以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

３　運用基準第１の１の⑶関係事項

行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできることとする。

４　運用基準第１の１の⑷関係事項

防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。具体的な内容については、別記４によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

⑴　防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

⑵　上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

５　運用基準第１の４関係事項

「現状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

６　運用基準第１の５関係事項

運用基準第１の５の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

７　運用基準第１の６関係事項

運用基準第１の６の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

８　運用基準第１の７関係事項

「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めるものとする。

第２　運用基準第２関係事項

１　運用基準第２の１関係事項

運用基準第２の１の運用に当たっては、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は１ヘクタール当たりおおむね 1、000 立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下とする。

２　運用基準第２の２関係事項

運用基準第２の２の技術的細則は、次の⑴から⑷に掲げるとおりとする。

⑴　工法等は、次によるものであること。

ア　切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ　盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

ウ　土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

エ　大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

⑵　切土は、次によるものであること。

ア　法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ　土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として高さ５メートルないし 10 メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ　切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

⑶　盛土は、次によるものであること。

ア　法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ　一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ　盛土高が５メートルを超える場合には、原則として５メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ　盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

⑷　捨土は、次によるものであること。

ア　捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ　法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

３　運用基準第２の３関係事項

「周辺の土地利用の実態からみて必要のある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の⑴又は⑵に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

⑴　切土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが２メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

イ　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが５メートル以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表１

土　　　質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度

砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35 度	45 度

⑵　盛土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが１メートルを超える場合。

4　運用基準第２の３関係事項

擁壁の構造は、次の技術的細則によるものであること。

⑴　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

⑵　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。

⑶　土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。

⑷　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

⑸　擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

5　運用基準第２の４関係事項

法面保護は、次の技術的細則により行われるものであること。

⑴　植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

⑵　表面水、湧水、渓流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、４によるものであること。

6　運用基準第２の５関係事項

えん堤等の設置は、次の技術的細則によるものであること。

⑴　えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア　開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間におおむね 200 立方メートルないし 400 立方メートルを標準とするが、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合等、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ　開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

⑵　えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

⑶　えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和 46 年３月 13 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通達）によるものであること。

７　運用基準第２の６関係事項

排水施設の能力及び構造は、次の技術的細則によるものであること。

⑴　排水施設の断面は、以下によるものであること。

ア　排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ｱ)及び(ｲ)により、流量は原則としてマニング式により求められていること。

(ｱ) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Ｑ：雨水流出量（m^3／sec）

ｆ：流出係数

ｒ：設計雨量強度（mm／hour）

Ａ：集水区域面積（ha）

(ｲ) 前式の適用に当たっては、次のａからｃまでによるものであること。

ａ　流出係数は、表２を参考にして定められていること。

ｂ　設計雨量強度は、次のｃによる単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること（「開発事業に関する技術的指導基準」（広島県）により 120mm／hour を用いること）。

ｃ　単位時間は、到達時間を勘案して定めた表３を参考として用いられていること。

表２

地表状態＼区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	－	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表３

流域面積	単位時間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

イ　雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

⑵　排水施設の構造等は、以下によるものであること。

ア　排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ　排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ　放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

エ　排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

８　運用基準第２の７関係事項

洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。

⑴　洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

⑵　余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 100 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの 1.2 倍以上のものであること。

⑶　洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

第３　運用基準第３関係事項

運用基準第３の洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。

１　洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第２の８の⑴によるものであること。

２　余水吐の能力は、第２の８の⑵によるものであること。

３　洪水調節の方式は、第２の８の⑶によるものであること。

第４　運用基準第４関係事項

運用基準第４の１により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

第５　運用基準第５関係事項

１　運用基準第５の１関係事項

運用基準第５の１は、次によるものであること。

⑴　「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表４の事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し、又は造成する森林又は緑地は、表４の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表４に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表４に準じて適切に措置されていること。

表４

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	１　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ２　１区画の面積はおおむね 1、000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。

スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3　滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率はおおむね 40 パーセント）以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2　ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね５ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。（緑地を含む。）	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2　開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

（注）1　「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち、若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2　「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3　「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

⑵　造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表5

樹　　高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2，000本
2メートル	1，500本
3メートル	1，000本

2　運用基準第5の2関係事項

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3　運用基準第5の3関係事項

運用基準第5の3の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地

（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導するものとする。

第６　太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第１から第５までによるほか、別記３「太陽光発電の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」によるものとする。

第７　開発行為の一体性

１　開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1)　実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2)　実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3)　実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

２　太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。

別記３

太陽光発電の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について

第１　運用基準第１の４関係事項（事業終了後の措置について）

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずるよう努めることとする。

第２　運用基準第２関係事項

１　運用基準第２の１関係事項（自然斜面への設置について）

運用基準第２の１の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

２　運用基準第２の６関係事項（排水施設の能力及び構造等について）

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

（１）　排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、運用細則の表２によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

（２）　排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、運用細則第２の７(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第３　運用基準第５の１関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、運用細則の表４によらず、以下の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、もしくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	１ 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 ２ 開発行為に係る１か所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

第４ その他配慮事項

このほか、以下の事項について配慮することとする。

１ 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

２ 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、

申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にする等、景観に配慮した施工に努めること。

３　運用基準第５の１関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）

林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう努めること。

別記４

開発行為の許可の申請書に添付する書類について

省令第４条第１号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、同条第２号に規定する開発行為に関する計画書、同条第６号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類並びに「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和 37 年農林省告示第 851 号）の様式１中注意事項３に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類として必要な事項は、次のとおりとする。

１　位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺５万分の１以上の地形図とする。

２　区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した 縮尺５千分の１以上の図面とする。

３　計画書

計画書の内容は次のとおりとする。

(1)　開発行為に係る事業又は施設の名称

(2)　開発行為をしようとする森林の面積

(3)　現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）

(4)　流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）

(5)　利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）

(6)　法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量

(7)　防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）

(8)　建築物等の概要図

(9)　残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）

(10)　一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法

(11)　開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること）
(12)　開発行為に要する資金の額及びその調達方法
(13)　開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
(14)　防災施設の維持管理方法(開発完了後の維持管理方法についても記載すること。)
(15)　その他参考となる事項

4　資力及び信用があることを証する書類

資力及び信用の確認に当たっては、次の書類を添付することとする。

(1)　資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる）
(2)　資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
(3)　納税証明書
(4)　事業経歴書
(5)　法人の登記事項証明書
(6)　定款（法人の場合）
(7)　住民票等（個人の場合）

5　防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次の書類を添付することとする。

(1)　建設業法許可書（土木工事業）
(2)　事業経歴書
(3)　預金残高証明書
(4)　納税証明書
(5)　事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
(6)　林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）